

○総務省令第七十九号

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）の施行に伴い、及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十九日

総務大臣 松本 剛明

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(勘定区分)</p> <p>第二条 機構は、機構法第十六条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。</p> <p>(積立金の処分に係る承認申請書の添付書類)</p> <p>第十八条 国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令(平成十六年政令第十三号)第三條第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇三 略」</p>	<p>(勘定区分)</p> <p>第二条 機構は、機構法第十六条及び附則第十三条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。</p> <p>(積立金の処分に係る承認申請書の添付書類)</p> <p>第十八条 国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令(平成十六年政令第十三号)第二條第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。